

○三 間道

此の道は、玉泉寺前より野町四丁目へ出づる往來にて、従前は幕府巡見使の通行道也。此の町昔は片側は、玉泉寺の内門前の家後にて、生垣なりしかど、文政二年金澤寺社門前地悉く町奉行の支配と成りたる後、追々門前の家共此の通りを前口となし、今の如く成りたり。其の昔は町内家數三軒ならでなかりし故、町名をば三間道と呼べりといへり。

○庚申堂跡

三間道の庚申堂とて、北側に山伏圓教寺と云ふあり。來歴書に云ふ。昔越前の領主朝倉義景の家土堀左近正之と云ふ者あり。天正年中朝倉氏、織田信長公の爲めに没落せし時、左近房と成り、尾州にて入獄しけり。于時左近の母、義景の鎮守青面金剛尊を祈念せし故にや、庚申の夜數疋の猿來て、獄舍を破り去れり。依つて左近囚獄を遁れ出で、本國に歸る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越り、金澤茶白山に一字を建立し、彼の青面金剛尊を安置し、庚申堂と稱して居住せし處、城中より御目障に成る由に

て、藩侯より移轉を命ぜられ、元和二年に泉野寺町へ移住す。とあり。従前の卯辰山なる庚申塚は即ちその舊地なりとぞ。然るに明治二年神佛混淆御廢止の時、圓教寺復飾して堀多壽美と改稱し、神職と成り庚申堂を廢し、此の地を退去せり。

○興月山金昌寺

曹洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開祖金豐和尚。慶長十年に青山將監先祖佐渡守、越中國婦負郡野尾之城に爲飛驒口押被指置頭被取立。其後新川郡魚津城御預け之時、當寺も則魚津へ引越、魚津廢城以後將監先祖金澤へ引越に付、當寺も隨從致し、則將監別業之内に罷在處、將監より利常卿へ言上被致、於泉野寺地拜領、寺造營有之。とあり。按ずるに、婦負郡野尾は城尾の誤寫なるべし。三州志古墟考に、天正十三年我が封内と成り、瑞龍公青山佐渡をして城尾城を守らしむ。佐渡魚津に移る後、篠嶋織部守之とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐渡卒し、其の子豐後長次繼承し、長次元和元年卒し、其の子豐後正次繼承して守り、此の後廢城と成る。といへり。廢

城は寛永年中なるべし。

○開禪寺上地町

元祿九年地子町肝煎裁許附に、開禪寺上地町とあり。按ずるに、此の町名今は絶えて知るものなしといへども、少林寺の並なる町家をば呼びたるなるべし。龜尾記に、慶長十七年玉泉寺の並に於て、二千五百歩を開禪寺へ賜はる處、指支の事ありて、更に六斗林の今の地を賜ふ。といへり。平次按ずるに、正保四年八月開禪寺等育和尚の上申書に、御屋敷於可被致拜領者、野町玉泉寺と並に罷在候様に、左之方明地之内を以、五十間四方拜領仕度云々。とありて、其の裏書に、表書之屋敷玉泉寺渡殘之内を以、千五十歩可被相渡。とありて、萬治二年五月の上申書に、野町に而千五十歩拜領仕、寺建立可仕与存候内、千岳長老被遣付指上申候。と記載し、此の時六斗林の今の寺地を拜領したるよし也。又寶曆六年十一月少林寺の上申書に、拙寺居屋鋪千五十六歩二尺八寸、傳燈寺中興千岳和尚爲隱居所慶安四年拜領仕。とありて、今少林寺の寺地は、元開禪寺の拜領地なるを、末寺造營なき内に、寶勝寺千岳和尚へ更に賜はり、

爲隱居所、少林寺を建立ありしと也。龜尾記に、慶長十七年とせしは誤也。

○嵩嶽山少林寺

臨濟宗妙心寺派也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基泉野寺町寶勝寺住持千岳和尚、寶永十五年(寛)に金澤傳馬町之末に於て、地子地に小庵を結、少林寺と號し罷在。然處微妙公右千岳の御懇意。然者出世等被仰付被爲下、從天子紫衣頂戴仕。其以後正保三年に千岳隱居屋鋪奉願處、泉野寺町に而寺屋敷千五十歩拜領、少林寺千岳建立。重而承應二年に微妙公御建立、其上寺領迄御加増被爲成、千岳に被下、承應三年に千岳傳燈寺へ入寺仕。とあり。按ずるに、千岳和尚の、初め泉野に而寶勝寺を建立せしは、寶永八年也。同十五年に傳馬町地子地に小庵を建て、少林寺と號し、爰に居住ありしが、正保三年に泉野寺町にて寺地拜領、爲隱居所更に少林寺を建立ありしと也。但し今の寺地を正保三年に拜領と、貞享の由來書に載せたるは誤なるべし。寶曆六年・文化八年の寺地取調書に如左記載す。
少林寺境内圖